

## 有害性のリスクアセスメント等：発がん性物質

### 環境・健康

リスクアセスメントに基づく自律的な化学物質管理の強化などを目的とした省令の改正が行われました。リスクアセスメント対象物のうち、ヒトに対する発がん性が明らかな物質については、安全な閾値であるばく露限界値が設定できないため、これらの物質にばく露される程度を最小限度としなければなりません。

ばく露限界値が設定できない発がん性物質のリスクアセスメント等（初期調査、ばく露の程度の把握、ばく露低減措置）の例を下記に示しました。

#### 発がん性物質の有害性のリスクアセスメント等の例

リスクアセスメント		備考
初期調査 (情報収集)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ SDS (安全データシート)</li> <li>・ 作業状況、排換気設備の設置状況など</li> <li>・ ばく露の情報 (実測結果、推定結果)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有害性を特定する</li> <li>・ ばく露の程度を把握するための情報を収集する</li> </ul>
ばく露の程度の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 簡易測定等による実測ばく露濃度</li> <li>・ 類似作業等からの推定ばく露濃度</li> <li>・ 数理モデル (CREATE-SIMPLE 等) による推定ばく露濃度</li> <li>・ できれば個人ばく露測定を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ばく露の程度を把握する</li> <li>・ 管理目標濃度の 2 分の 1 程度を超える場合、できれば個人ばく露測定を行う。(※)</li> </ul>
ばく露低減措置	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 代替物等の使用</li> <li>② 発散源を密閉する設備、局所排気装置 全体換気装置の設置・稼働</li> <li>③ 作業方法の改善</li> <li>④ 有効な呼吸用保護具の使用</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ①～④の順にばく露低減措置を検討し措置を講じる(※)</li> <li>・ 呼吸用保護具の使用は、①～③の措置が不十分な場合の最後の手段である</li> </ul>

\* CREATE-SIMPLE の管理目標濃度〔GHS 分類 発がん性 区分 1：液体 0.05ppm 未満、固体 0.001mg/m<sup>3</sup> 未満〕を目安にばく露の管理を行う。なお、管理目標濃度は安全な閾値でないことに留意する。

※労働者のばく露の程度を管理目標濃度以下とし、さらに最小限度とすることを含めたばく露低減措置を検討し措置を講じる。なお、ばく露低減措置については、特化則の第 1 類物質等に係る措置が参考となる。

### kes サポート

課 題	kes サポート
ばく露濃度レベルの把握	◇作業環境測定、個人ばく露測定、生物学的モニタリング ◇数理モデル (CREATE-SIMPLE 等) による推定
有害性のリスク低減措置	◇排・換気装置の検査・改善・設置 ◇呼吸用保護具のフィットテスト
化学物質管理の支援	◇作業環境管理専門家、化学物質管理専門家による支援 ◇労働衛生コンサルタント (労働衛生工学) による支援